

入札説明書

令和6年札幌市告示第33号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年1月9日

2 契約担当部局

札幌市建設局みどりの推進部及び各区土木部（告示別表1のとおり）

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 告示別表1の2（発注業務名）のとおり

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年3月15日から令和7年3月14日まで。

ただし、特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）及び（その2）、市民の森等総合維持管理業務は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、ダム園地等総合維持管理業務は令和6年4月1日から令和6年11月22日までとする。

(4) 入札方法 上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。
特定共同企業体で参加する場合には、原則として契約の相手方となる特定共同企業体の代表者及び他の構成員すべてが(1)から(4)までの要件を満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「公園街路樹等管理業」に登録されており、札幌市内の事業所を登録していること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申し出がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づき当該業種等の再認定を受けていること。)。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を、入札参加申請書提出時及び第2回一般競争入札参加資格審査委員会開催時に受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((2)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加形態

一般競争入札の参加は、単体又は札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務特定共同企業体取扱要綱(平成24年1月17日環境局理事決裁。以下「共同企業体要綱」という。)に規定する特定共同企業体とし、告示別表1の2のとおり業務ごとに参加形態を指定する。

(6) 経験及び資格による制限について

ア 街路樹管理を含む業務の代表者（特定共同企業体または単体）は、平成30年度以降に札幌市発注の街路樹管理を含む同様の業務を履行完了した者、又は、平成30年度以降にさっぽろ連携中枢都市圏※を形成する市町村が発注する街路樹管理を含む維持管理業務を履行完了した者であること。

※さっぽろ連携中枢都市圏を形成する市町村…札幌市と近隣11市町村(小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)

イ 街路樹管理を含む業務の構成員（特定共同企業体または単体）の中で、一般社団法人日本造園建設業協会の認定する「街路樹剪定士」資格者を有すること。また、当該業務に有資格者を一人以上専任させ、専任させた者は、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の複数の地区の兼任を認めないものとする。

ウ 街路樹管理を含まない業務については、受注経験の有無及び「街路樹剪定士」

資格者の有無は問わない。

エ 公園の巡視を含む業務の入札に参加する単体、又は特定共同企業体の構成員は、一般社団法人日本公園緑地協会及び一般社団法人日本公園施設業協会が主催する、平成 26 年度以降の JPFA-SP-S:2014 に基づいた「遊具の日常点検講習会」を受講した者、または一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士、公園施設点検技士のいずれかの資格を有する者を各社有すること。また、当該業務に有資格者を各社一人以上専任させ、専任させた者は、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の複数の地区の兼任を認めないものとする。

オ 公園の巡視を含まない業務については、「遊具の日常点検講習会」を受講した者、または上記エの資格を有する者の有無は問わない。

カ 受託者以外の者の作業により発生した刈草等の運搬を含む業務の入札に参加する単体又は特定共同企業体は、事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等）収集運搬の許可を受けている者が一者以上含まれていること。

キ 受託者以外の者の作業により発生した刈草等の運搬を含まない業務については、事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等）収集運搬の許可の有無は問わない。

(7) 同一業務への入札参加制限

次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(8) 特定共同企業体の結成方法

ア 構成員の数は、2者、3者又は4者とする。

イ 構成員の要件は、一般競争入札の参加資格を有する者とする。

ウ 結成方法は、任意の組合せによる。ただし 2 以上の特定共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

- エ 構成員の中から主任技術者を1人配置する。
- オ 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の3以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならないが、同じ割合であることを妨げるものではない。
- カ 発注業務の契約の相手方となった特定共同企業体は、当該業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、発注業務の契約の相手方にならなかつた場合には、当該業務の委託契約が締結されたときまでとする。

(9) 主任技術者及び現場代理人の配置

- ア 主任技術者及び現場代理人を各々1人配置しなければならない。
- イ 主任技術者は現場代理人と兼任することができる。
- ウ 主任技術者は、造園に関する技術者とし、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの要件を満たすものとする。
- エ 主任技術者は、本市が発注する総合維持管理業務及び指定管理者総括責任者との兼任はできない。
- オ 主任技術者の常駐は、必ずしも各現場に求めるものではないが、緊急時においては、速やかに対応できる体制にあることが必要である。

5 入札参加申請書の提出方法等

(1) 入札参加申請書

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務一般競争入札方式様式集による。

※札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札情報のページにて公開
(<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippankoubu/index.html>)

- ア 一般競争入札参加申請書 様式2、様式3
- イ 業務履行実績書 様式4（街路樹管理を含まない業務は不要）
- ウ 配置予定主任技術者経歴書 様式5

- エ 配置街路樹剪定士経歴書 様式6（街路樹管理を含まない業務は不要）
- オ 街路樹剪定士認定証の写し（街路樹管理を含まない業務は不要）
- カ 配置遊具の日常点検講習会受講者、または公園施設点検管理士等 様式7
(公園の巡視を含まない業務は不要)
- キ 遊具の日常点検講習会修了証の写し、または公園施設点検管理士等認定証の写し（公園の巡視を含まない業務は不要）
- ク 特定共同企業体協定書 様式8（単体の場合は不要）
- ケ 札幌市一般廃棄物収集運搬業許可証（伐採物・抜根等）の写し（受託者以外の者の作業により発生した刈草等の運搬を含まない業務は不要）
- コ その他市長が必要と認める書類

(3) 入札参加申請書の提出場所及び提出方法

各業務の契約担当部へ持参（告示別表1の1及び告示別表1の2のとおり）

(4) 入札参加申請書の受領期限

令和6年1月10日（水）から令和6年2月1日（木）16時30分まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時30分から12時、13時から16時30分）

(5) 入札参加申請書の交付方法

札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札情報のページにて公開

6 入札（開札）の日時及び場所、入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式11にて作成し、紙入札方式による「直接投函」又は「事前の持参又は送付による提出」とする。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を事前の持参により提出する場合は、封印したその封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び開札日時、業務名、入札書が在中されている旨を記載し、指定した提出場所宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は、二重封筒とし、外封に開札日時、業務名、入札書

が在中されている旨を記載し、指定した提出場所宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法の送付による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(3) 入札書の提出場所及び受領期限

ア 提出場所 告示別表1の1及び告示別表1の2のとおり

イ 受領期限

直接投函の場合 告示別表1の2のとおり

事前の持参又は送付の場合 告示別表1の3のとおり

(4) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、代理委任状（別紙様式12）を入札書とともに持参又は送付により提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札（開札）日時及び場所

令和6年2月14日（水）※時刻の詳細は告示別表1の2のとおり

開札場所は告示別表1の1及び告示別表1の2のとおり

(8) 開札

ア 入札後直ちに上記（7）の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。事前の持参又は送付による提出の場合においても、入札者又はその代理人は立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙様式12）を提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、事前の持参又は送付による入札をした者がおり、直ちに再度入札を行うことができない場合、その業務においては、告示別表2の日時にて、再度入札（第1回）を行う。

また、再度入札（第1回）の開札においても、同様となった場合、告示別表3の日時にて、再度入札（第2回）を行う。

上記の再度入札を行う場合、契約担当部より、その業務の入札者全員に再度入札を行う旨を通知する。

7 調達案件の仕様等に対する質問と回答

(1) 質問書提出方法

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務一般競争入札方式様式集に定める様式（様式33）を用いて、書面による持参又はファクシミリにより提出すること。

なお、面談や電話による質問は受け付けない。

(2) 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年1月19日（金）までの8時45分から17時15分までに提出すること。

(3) 回答の方法

令和6年1月26日（金）までに質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札情報のページ（<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>）に掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 「個人情報取扱安全管理基準」の適合の確認

個人情報の取扱いがある業務については、本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているかを確認するため、落札者は、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して、速やかに提出すること。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項等

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務一般競争入札方式様式集に定める様式（様式13、様式14及び様式15）による。